

議案第 1 1 9 号

前橋市部設置条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市部設置条例の一部を改正する条例

前橋市部設置条例（平成 9 年前橋市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 7 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) こども未来部

第 2 条第 1 号カ中「、防災及び防犯」を「及び防災」に改め、同条第 4 号に次のように加える。

キ 人権に関すること。

第 2 条第 6 号中イ及びウを削り、エをイとし、同条中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、同条第 1 0 号ア中「農業」の次に「、林業」を加え、同条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、同条第 8 号中イを削り、ウをイとし、同号を同条第 9 号とし、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) こども未来部

ア 児童福祉に関すること。

イ 子育て支援に関すること。

ウ こどもの健全育成（教育委員会の所管を除く。）に関すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。